



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和6年3月19日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県産材流通課	木造建築推進室 消費対策係	中村 恭 神戸 慶造	内線 4368 直通 058-272-8487 FAX 058-278-2705

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進表彰の募集について

県では、県産材の利活用を促進することで、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に資することを目的に、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例^(*)」を令和5年4月1日に施行しました。この条例では、県産材の利用の促進に関し顕著な功績がある者を表彰することとしており、このたび、条例に基づく表彰制度を創設し、表彰事例の募集を開始します。

皆様の積極的な応募をお待ちしております。

記

1 募集部門

(1) 木造建築部門

平成19年4月1日から令和6年3月31日までに建築され、ぎふ証明材等^(*)を、一部又は全部に使用し専用住宅ではない木造建築物を建築した施主（所有者）、設計者及び施工者

(2) 木質化部門

専用住宅ではない建築物の内装又は外装について、平成19年4月1日から令和6年3月31日までにぎふ証明材等を一部又は全部に使用して木質化した施主（所有者）、設計者及び施工者

(3) 木製品部門

ぎふ証明材等を一部又は全部に使用した木製品で、令和6年3月31日までに販売されている製品の製造者

2 応募方法

応募は、岐阜県公式ホームページ（下記URL参照）から応募に必要な書類をダウンロードしていただき、必要事項を記載のうえ、裏面の提出先へ電子メールにて提出してください。
ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/351736.html>

3 募集期間

令和6年3月19日（火）～5月20日（月）（必着）

4 表彰の部門

- (1) 最優秀賞 各部門1点以内
- (2) 優秀賞 各部門2点以内

5 被表彰者の決定

被表彰者は、応募書類に基づき、選考委員会において評価し、県が決定します。

6 その他（表彰式）

表彰式は、令和6年11月頃岐阜市内において行う予定です。詳細については、後日お知らせします。

7 応募書類提出先（お問い合わせ先）

岐阜県林政部県産材流通課木造建築推進室消費対策係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-1111 内線4368 / F A X 058-278-2705

E-mail c11545@pref.gifu.lg.jp

（電話の対応時間：8:30～17:15（土日祝日を除く））

（*1）岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例の概要（令和5年4月1日施行）

- ・県産材の利用について県民等の理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与するため、県産材の利用の促進に関する、関係者の責務・役割、基本的施策等を定めた条例

■関係者の責務・役割

【県の責務】県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進、関係者との協働及び連携、市町村への協力

【森林所有者の役割】所有する森林の適切な整備及び保全

【事業者の役割】他の事業者との相互の連携、県産材の利用、県の施策への協力

【県民の役割】県産材の利用についての理解、県産材の積極的な利用 など

■主な基本的施策

事 項	取 組 内 容
県産材利用推進計画の策定	県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項や目標等を位置付け
県の建築物における県産材利用	県産材利用推進計画で定めるところにより、県の建築物を木造化及び木質化
相談体制の整備	県産材を利用した建築物等に関する相談体制を整備
県産材利用促進協定	事業者の県産材利用促進構想の達成のための県と事業者による協定の締結
木質バイオマスの利用促進	木質バイオマスの「多段階」利用の促進及び新分野における利用の促進
炭素貯蔵量の認定	建築物等に利用された県産材の炭素貯蔵量の認定及び公表
表彰	県産材の利用の促進に関し顕著な功績があると認められる者を表彰

（*2）ぎふ証明材等：「岐阜証明材推進制度」に基づき認証された木材又は「森林認証制度」に基づき県内のFM認証^(*3)森林で伐採され、C o C認証^(*4)事業者により製材・加工・流通が行われた木材

（*3）FM認証：適切な管理がなされている森林を第三者から審査を受け認証する制度

（*4）C o C認証：FM認証を受けた森林から産出された木材・紙製品を、適切に管理・加工していることを認証する制度